



「長崎市地域クラブ活動指針」を改訂いたしました

国の新しいガイドラインが昨年12月に策定されました。それを受けて、長崎市においても令和6年3月に策定した「長崎市地域クラブ活動指針」の内容について見直しを行いました。基本方針や推進計画はこれまでと変わりませんが、今回の主な変更点は、次の4つになります。



○ポイント① 『地域移行』から『地域展開』へ

『地域移行』⇒『地域展開』へと名称を変更

- ・学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える
- ・地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする

という改革の理念等をよりの確に表すため、国が名称を変更したことによる。

○ポイント② 国と長崎市の目標時期の整理



〈国の方針〉：令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」と設定。

（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」）

前期の終了時に、改革の進捗状況等について「中間評価」を実施、その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進。

〈長崎市の方針〉：前回の指針から変更はない。

- ・令和9年度の新体制になる時期までに、休日の部活動の完全地域展開を目指す。
- ・平日についても前回の指針と同様で、可能な範囲で順次地域展開を目指す。

○ポイント③ 認定制度、指導者登録制度

長崎市では、すでに認定制度を令和6年度から実施している。

- ・今回の国のガイドラインに則り、認定要件を国に合わせて引き続き実施。
- ・認定した地域クラブに対しては、新たな支援制度を検討。
- ・認定期間をこれまでの1年間から国に合わせて3年間に変更。
- ・指導者登録制度を国に合わせて市でも実施。（登録の要件については市独自に設定）
- ・指導者の資格取得に対して市で支援を実施。



○ポイント④ 責任の所在の明確化

基本的には、前回の指針に示していたように、運営団体がその責任を負うことになるが、それに併せて

- ・事故には様々な要因が想定されるため、その事例を例示
- ・国の資料を引用し、責任の所在の例を具体的に示すなど整理した。
- ・事故発生時の緊急対応マニュアルの作成を定めた。

（※地域展開の詳細については、詳しい情報をホームページにアップしています。）



【担当連絡先】

長崎市教育委員会
地域クラブ活動推進室
三谷 白井 濱口
TEL 095-801-1716